

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四一九号

平成十四年十一月十二日

(火曜日)

告示

目次

- 土地改良区の役員の変更 (農村整備課) 一
- 土地改良区の役員の仕事の変更 () 一
- 土地改良事業施行の認可 () 一
- 県営土地改良事業計画の変更 () 二
- 保安林予定森林 (森林整備課) 二
- 大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (商工企画課) 二
- 公告 (高齢者福祉課) 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 () 三
- 林業種苗法の規定に基づく生産事業者講習会の開催 (林業振興課) 三

告示

示

島根県告示第九百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の仕事の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年十一月十二日

八束郡八雲村土地改良区

島根県知事 澄田信義

退任した役員の氏名及び住所

理事

岩田 慧 八束郡八雲村大字日吉一六三番地

島根県告示第九百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の仕事の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

飯石郡吉田村土地改良区

住所を変更した役員の氏名及び住所

理事の別	氏名	住所
監事	事願永樹男	飯石郡吉田村大字吉田九六一番地
変更後		飯石郡吉田村大字吉田九七三番地二

島根県告示第九百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
飯石郡三刀屋町土地改良区	根波別所地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成十四年十一月五日

島根県告示第九百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第二項の規定に基づき、稗原地区を受益地域とする用排水施設事業（県営かんがい排水事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

稗原地区用排水施設事業（県営かんがい排水事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第九百五十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

能義郡広瀬町布部七九一の一、七九三の一、七九三の二、二二六〇の一から二二六〇の三まで、二四〇〇内一、二四〇〇の二、二四〇〇の三、二四〇〇の五から二四〇〇の五七まで、二四〇〇の五九から二四〇〇の七五まで、二四〇〇の七七から二四〇〇の八七まで二四〇〇の八九、二四〇〇の九四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百五十四号

平成十四年島根県告示第六百三十二号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により益田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ一一二八番地一一二外

二 意見の概要

1 営業時間の変更に伴い、夜間における来店者の防犯上の安全確保について配慮すること。

2 青少年の非行防止及び健全育成に配慮すること。

三 縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町一番地一号）

四 縦覧期間

告示の日から一月間

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

- 一 申請のあった年月日
平成十四年十一月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 はとぼっぼ
- 三 代表者の氏名
徳田峯子
- 四 主たる事務所の所在地
島根県浜田市穂出町へ四八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、なんらかの助けを希望する人々を対象に、たすけあいの精神に基づいた福祉サービス活動を、受け手と担い手が対等な関係を保ちつつ行い、その活動を軸にし、老人、子供、ハンディキャップを持った人達が、安心して暮らしていくことのできる地域社会の実現に努め、もって福祉の向上、及び社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。
- 六 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度の事業計画書並びに初年度及び翌年度の収支予算書
- 七 縦覧期間
申請書を受理した日から二月間
- 八 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎一階）

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づく生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十四年十一月十二日

島根県知事 澄田信義

- 一 受講対象者
林業種苗生産に従事しようとする者
- 二 開催日時及び場所

年月日	時間	場 所	区 域
平成十四年十一月十日	午前十時～午後五時	八東郡宍道町大字佐々布三五七五 島根県立緑化センター	県下一円

- 三 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項 計	二時間 二時間 二時間 六時間

- 四 その他

- (一) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に提出すること。
- (二) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (三) 受講についての詳細は、各農林振興センター林業課又は隠岐支庁農林局林業課に問い合わせること。

毎週火・金曜日発行

平成十四年十一月十二日印刷
平成十四年十一月十二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学園南町 松島根県庁
松江学園南町 松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)